

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害者福祉サービス等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

荒尾市は、障害者福祉サービス等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県荒尾市長

## 公表日

令和7年6月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉サービス等に関する事務
②事務の概要	<p>荒尾市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体に障がいのある者、知的に障がいのある者、精神に障がいのある者に対して障害福祉サービス費等を給付する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①障害福祉サービスの受付・審査</li><li>②障害福祉サービスの支援程度の判定審査会の開催、判定及び認定書等発行</li><li>③障害福祉サービスの受給者証発行及び継続審査・更新</li><li>④障害福祉サービスの国保連合会異動情報提供及び請求情報取込・確認</li><li>⑤補装具費の申請受付・審査・決定通知書等発行</li><li>⑥補装具費の給付業者請求内容確認</li><li>⑦更生医療の申請受付・審査・決定通知書等発行</li><li>⑧更生医療の受給者証発行及び継続審査・更新</li><li>⑨更生医療の医療費請求額審査</li><li>⑩育成医療の申請受付・審査・決定通知書等発行</li><li>⑪育成医療の受給者証発行</li><li>⑫育成医療の医療費請求額審査</li><li>⑬精神通院の申請受付・県への進達・受給者証の交付</li><li>⑭地域生活支援の申請受付・審査・決定通知書等発行</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1 障害福祉サービスシステム</li><li>2 補装具費システム</li><li>3 更生医療システム</li><li>4 育成医療システム</li><li>5 精神通院システム</li><li>6 地域生活支援システム</li><li>7 日常生活用具システム</li><li>8 統合宛名管理システム</li><li>9 中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ul style="list-style-type: none"><li>1 障害福祉サービス受給者情報ファイル</li><li>2 補装具費受給者情報ファイル</li><li>3 更生医療受給者情報ファイル</li><li>4 育成医療受給者情報ファイル</li><li>5 精神通院受給者情報ファイル</li><li>6 地域生活支援受給者情報ファイル</li><li>7 日常生活用具受給者情報ファイル</li></ul>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表(21、51及び117の項)</li><li>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号)第12条、第25条及び第60条</li><li>3 番号法第9条第2項</li><li>4 荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第29号)第4条及び別表第1(7の項)</li></ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: center;">[ 実施する ]</div> <div style="text-align: right;">           1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】            番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表            (11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、145、155及び161の項)</p> <p>【情報照会の根拠】            1 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表            (14、15、37、75、144、145及び146の項)</p> <p>2 番号法第19条第9項</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく            特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	荒尾市 総務部 総務課 行政管理係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	荒尾市 保健福祉部 福祉課 福祉係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1406
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float:right">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float:right">[ O ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float:right">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <span style="float:right">[ ]人手を介在させる作業はない</span>		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	
9. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検	[ O ] 内部監査 [ ] 外部監査

10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>各システムへのアクセスには職員ごとに異なるID、PASS、ICカードを必要としている。また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、前任者、元職員、権限のない職員等による不正アクセスを防いでいる。以上のことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I-1 ②事務の概要	<p>荒尾市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体に障がいのある者、知的に障がいのある者、精神に障がいのある者に対して障害福祉サービス費等を給付する。</p> <p>①障害福祉サービスの受付・審査 ②障害福祉サービスの支援程度の判定審査会の開催、判定及び認定書等発行 ③障害福祉サービスの受給者証発行及び継続審査・更新 ④障害福祉サービスの国保連合会異動情報提供及び請求情報取込・確認 ⑤補装具費の申請受付・審査・決定通知書等発行 ⑥補装具費の給付業者請求内容確認 ⑦更生医療の申請受付・審査・決定通知書等発行 ⑧更生医療の受給者証発行及び継続審査・更新 ⑨更生医療の医療費請求額審査 ⑩育成医療の申請受付・審査・決定通知書等発行 ⑪育成医療の受給者証発行 ⑫育成医療の医療費請求額審査 ⑬地域生活支援の申請受付・審査・決定通知書等発行</p>	<p>荒尾市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体に障がいのある者、知的に障がいのある者、精神に障がいのある者に対して障害福祉サービス費等を給付する。</p> <p>①障害福祉サービスの受付・審査 ②障害福祉サービスの支援程度の判定審査会の開催、判定及び認定書等発行 ③障害福祉サービスの受給者証発行及び継続審査・更新 ④障害福祉サービスの国保連合会異動情報提供及び請求情報取込・確認 ⑤補装具費の申請受付・審査・決定通知書等発行 ⑥補装具費の給付業者請求内容確認 ⑦更生医療の申請受付・審査・決定通知書等発行 ⑧更生医療の受給者証発行及び継続審査・更新 ⑨更生医療の医療費請求額審査 ⑩育成医療の申請受付・審査・決定通知書等発行 ⑪育成医療の受給者証発行 ⑫育成医療の医療費請求額審査 ⑬精神通院の申請受付・県への進達・受給者証の交付 ⑭地域生活支援の申請受付・審査・決定通知書等発行</p>	事後	
平成29年2月1日	I-1 ③システムの名称	<p>1 障害福祉サービスシステム 2 補装具費システム 3 更生医療システム 4 育成医療システム 5 地域生活支援システム 6 日常生活用具システム 7 統合宛名管理システム 8 中間サーバー</p>	<p>1 障害福祉サービスシステム 2 補装具費システム 3 更生医療システム 4 育成医療システム 5 精神通院システム 6 地域生活支援システム 7 日常生活用具システム 8 統合宛名管理システム 9 中間サーバー</p>	事後	
平成29年2月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	<p>1 障害福祉サービス受給者情報ファイル 2 補装具費受給者情報ファイル 3 更生医療受給者情報ファイル 4 育成医療受給者情報ファイル 5 地域生活支援受給者情報ファイル 6 日常生活用具受給者情報ファイル</p>	<p>1 障害福祉サービス受給者情報ファイル 2 補装具費受給者情報ファイル 3 更生医療受給者情報ファイル 4 育成医療受給者情報ファイル 5 精神通院受給者情報ファイル 6 地域生活支援受給者情報ファイル 7 日常生活用具受給者情報ファイル</p>	事後	
平成29年2月1日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(16、26、56の2、57及び87の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条</p> <p>【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(108、109及び110の項) 2 別表第二省令第55条</p>	<p>【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108及び116の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条及び第59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(108、109及び110の項) 2 別表第二省令第55条及び第55条の2</p>	事後	
平成29年2月1日	I-5 ②所属長	福祉課長 宮脇 浩司	福祉課長 石川 陽一	事後	
平成30年8月1日	I-5 ②所属長の役職名	福祉課長 石川 陽一	課長	事後	
平成30年8月1日	II-1 対象人数	平成27年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II-2 取扱者数	平成27年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-1 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	様式改訂に伴う、リスク対策の追加	事後	
令和2年6月28日	II-1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月28日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年8月31日	I-4 ②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条</p>	<p>1 番号法第19条第9号</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	I-3 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1(84の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号)第60条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表(21、51及び117の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号)第12条、第25条及び第60条 3 番号法第9条第2項 4 荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第29号)第4条及び別表第1(7の項)	事後	
令和7年6月27日	I-4 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第9号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、145、155及び161の項) 【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (14、15、37、75、144、145及び146の項) 2 番号法第19条第9項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	事後	
令和7年6月27日	II-1 対象人数	令和2年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年6月27日	II-2 取扱者数	令和2年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年6月27日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【○】委託しない	【】委託しない	事後	
令和7年6月27日	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和7年6月27日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和7年6月27日	IV-8 判断の根拠	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和7年6月27日	IV-9 監査 実施の有無	【】自己点検	【○】自己点検	事後	
令和7年6月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和7年6月27日	IV-11 当該対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和7年6月27日	IV-11 判断の根拠	—	各システムへのアクセスには職員ごとに異なるID、PASS、ICカードを必要としている。また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、前任者、元職員、権限のない職員等による不正アクセスを防いでいる。以上のことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う新規追加項目